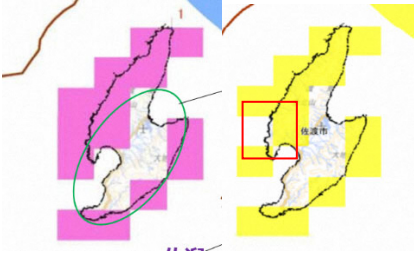


第3回環境影響専門部会委員からのご意見等への対応方針

No	ご意見等	回答・対応方針
1	<p>資料3 ズーニングマップ案では、海鳥の繁殖地(p. 30)としてハッチ掛けしてあるところが配慮・調整エリアとされていますが、佐渡の一部が入っていませんでした（下右図の赤枠部分）。浮体式洋上風力発電所のポテンシャルがあるとされている地点ですので、配慮・調整エリアから外れた理由を示された方がよいのではないのでしょうか。</p>  <p>左：海鳥の繁殖地(資料3 p. 30 から抜粋)、右：配慮・調整エリア(資料3 p. 31 より抜粋)</p>	<p>配慮・調整エリアを示す図において、ご指摘の箇所が反映されていなかったため、修正します。</p>
2	<p>資料3, P30: 図中のコアジサシ(集団繁殖地)およびシギ類(集団飛来地)が地図上に記されているが、年によって変化するため(流動的)、最新の情報を得てマップに示す必要がある(固定的に考えない方がよい)。シギ類の集結地は、近年、信濃川河口左岸・日和山地区の埋立地が変わっている。</p>	<p>鳥類の集団繁殖地等の情報は、主に環境アセスメントデータベース(EADAS)及び海洋状況表示システム(海しる)の掲載情報を基本として、整理しております。</p> <p>ご指摘のとおり、鳥類の繁殖地や主要な生息地については、変わる可能性がありますので、事業実施にあたっては、事業者に対して、鳥類の繁殖地についての最新情報を収集した上で整理を行うよう留意事項として取りまとめます。</p>
3	<p>資料3, P89, P90 の図において、佐渡島におけるウミネコ・ウミウの集団繁殖地と村上市北部海岸(笹川流れ)におけるウミネコの集団繁殖地について最新情報を加え、注意喚起レベル1として図示すべきである。</p>	<p>注意喚起レベル(P. 89, 90)の図は、環境アセスメントデータベース(EADAS)の「風力発電における鳥類のセンシティブティマップ(海域版)」の掲載情報に基づき、記載しています。注意喚起レベルは、鳥類の重要種及び集団飛来地のランクをメッシュ毎に合計した結果に応じて、A~Cで評価されたものです(Aはさらに1~3に分割)。なお、佐渡島におけるウミネコ・ウミウの集団繁殖地と村上市北部海岸(笹川流れ)におけるウミネコの集団繁殖地については、P. 30, 31において整理し、配慮・調整エリアとして扱っています。</p>

No	ご意見等	回答・対応方針
4	資料3, P92~110 に図示された鳥種情報(新潟県拡大図)は、地図上の放鳥及び回収地点がほとんどの鳥種で平面的なずれがあるように見える。例えば、P96 のオオジュリンの移動を示す直線の集中(または放散)頻度が高い2つの地点はそれぞれ佐潟と福島潟のはずで、実際の位置から数十 Km ずれているのではないか。サブマップの信頼性を確保するため、念のため再検討が必要と思われる。	放鳥・再捕獲した地点の緯度・経度の表示がずれていましたので修正します。
5	資料3, P83 のラムサール登録湿地の佐潟はセンシティブ注意喚起メッシュ A1 (最大ランク)となっている。サブマップとして整理することに同意したが、重要種ヒシクイが集団で渡来し、移動の際沿岸海上を通過することもあり、現地調査の結果次第では佐潟と近隣沿岸は配慮・調整エリアに変更する選択肢もあり得る。	渡り鳥の移動経路については、ゾーニングすることが困難であると考え、サブマップとして示し、事業者に対して、事業実施に当たって留意する事項として示すこととしています。 なお、渡り鳥の移動経路は、環境アセスメントデータベース(EADAS)のセンシティブマップや山階鳥類研究所の標識放鳥・回収データを用いて整理しており、そのうち山階鳥類研究所のデータについては、①希少性が高いもの(天然記念物、種の保存法の掲載種、環境省レッドリストあるいはレッドデータブックにいがたの掲載種)、②データ量が比較的多く収集されているもの、③放鳥地点あるいは回収地点が新潟県内であるものを抽出して掲載しています。また、事業者の参考となるようゾーニングマップ(p.60)には、別添のとおり上記のサブマップに示した鳥類の選定の考え方や山階鳥類研究所から入手した鳥類リストを掲載し、配慮を求めるとします。
6	資料2, P3③:表中の該当エリアに「越中、宮崎、境海岸周辺」とあるが、これらは新潟県に存在するのか。(単純な記入ミスではないか。)	県境付近に宮崎・境海岸が分布しており、その地名が用いられたエリア名であり、新潟県糸川市、富山県朝日町の沿岸域が該当します。
7	資料4, 下表:「新潟市沖」が地域部会設置の条件を満たした場合、該当部会はどのような構成員となるのか。(予想されるのか)。	村上市・胎内市沖地域部会の場合は、洋上風車の設置により直接の影響を受けると考えられる漁業や航路等の関係者や沿岸部の自治会の代表者の方々、市民を代表する立場として村上市及び胎内市に参加いただいております。 新潟市沖について地域部会を設置する場合は、地元の新潟市の意見も踏まえて参加者を検討

No	ご意見等	回答・対応方針
		してまいりたいと考えています。
8	資料5, P3 (今後の検討方針): 現地調査結果とあるが、この調査を担当するのは新潟県(実際は新潟県委託業者)と考えてよろしいか。	貴見のとおり新潟県が調査を担当します。
9	<p>・資料3</p> <p>ゾーニングマップ案 p.8 で、年平均風速などをもとに、着床式、浮体式のポテンシャルが示されており、佐渡島の外海府地域(北西部)にかなりひろくエリアが設けられている。以前(第2回環境影響専門部会 2019年12月)にも質問・コメントしているが、この地域は冬季にかなり波が高い日が続く(6m程度)。月平均波高が p.69~示されているが、最高値が2.6m「以上」となっており、それより高い月や日について、検討が必要と考えられる。特に浮体式は難しいと思う。P.47にあるように、この地域に名勝などが多いことも注意してほしい。</p>	<p>「浮体式洋上風力発電導入マニュアル」(福島洋上風力コンソーシアム)によれば、曳航作業中止基準が有義波高0.5~2.0m、浮体式洋上風力発電設備の係留作業の中止基準が有義波高1.5m、海底ケーブル敷設工事の作業中止基準が有義波高1.0~2.0mとされていますので、これらを目安として整理していきます。</p> <p>浮体式洋上風力発電の供用後においては、「浮体式洋上風力発電施設技術基準安全ガイドライン」(国交省海事局、R2.3)等において、1年に1回よりも頻繁に発生する通常海象条件と、再現期間が1年又は50年と定義される極値海象条件に対し、安全に耐え得るように設計することとされています。風車の設計については、事業者が検討するものですが、各地域の流況や風況の特徴が把握できるよう取りまとめます。</p> <p>また、佐渡島の外海府の名勝については、保全エリアとして設定しています。事業実施による景観への影響の程度の把握及び配慮事項の検討については、事業者による環境影響評価において適切に実施されるように、留意事項として取りまとめることとしています。</p>
10	<p>・資料3</p> <p>海には漁業対象種以外にも多くの動物が生息している。魚類など以外の報告が少ない種(海産無脊椎動物)についても専門家にヒアリングを行うなどして、海中に構造物ができることの影響を検討すべきではないか。</p>	海産無脊椎動物などについては、今後、既存文献等を収集・整理し、必要に応じて専門家への聞き取りを実施したいと思います。
11	<p>・資料4</p> <p>地域部会が設置されている村上市・胎内市沖、設置する候補地域としてあげられている新潟市を除いて、「その他の条件が満たされた場合に地域部会を設置することとしたい」とされ</p>	地元の市町村、漁業関係者等の利害関係者との調整が進んだ地域において、地域部会の設置を検討していきます。

No	ご意見等	回答・対応方針
	<p>ている地域は具体的にはどこなのか。</p>	
12	<p>1. 議事について (1) 景観への影響が最大の課題と考える。もちろん、他の要素、項目が重要との意見もあると思われ、それを軽視できるわけではない。</p>	<p>委員ご指摘のとおり、景観への影響については大きな課題と考えており、本県ではフォトモンタージュを作成し、景観への影響について検討を進めています。</p>
13	<p>(2) 適否のゾーニングに重要な意味を持つ各レイヤー間の関係が整理されていないと思う。特定の地域部会設置の根拠信頼性が曖昧ではないか。</p>	<p>「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル(第2版)」では、ゾーニングにおいては具体的な風力発電施設の計画までは至っていないため、主要な眺望地からの可視領域の抽出が有効と考えられると記載されています。また、当該地域での事業計画は未定であり、風車の配置や設置基数について、事業計画に基づいて設定することは困難であると考えています。このため、主に村上市及び胎内市の海岸付近の眺望点を選定し、この区域内で最も海岸に近接する位置(水深20mの地点)と最も海岸から離れた位置(海岸から3海里の地点)</p>
14	<p>(3) その中でも、景観についてのレイヤーと言っても景観ポイントの羅列に過ぎず、これらが海上にないことで設置の可否の判断に効力が無い、あたかもフリーハンド状態で何処でも可能との判断がされているのかと思われるが、よろしいのか。あまりに景観に対する配慮の欠けた議論が進んでいるよう思われ、大きな疑問を持ち心配になる。</p>	<p>における風車の見え方を例示し、現時点で作成可能なフォトモンタージュを作成しました。より具体的な事業計画を踏まえたフォトモンタージュの作成は、事業者による環境影響評価において実施されるものと考えます。</p>
15	<p>(4) 資料で示されたフォトモンタージュの絵が非現実的と思う。ある委員からの設置基数に関する質問に対する回答として、数十基と想定されると披瀝されました。現段階で動画を必ず提供して欲しいとは言わないが、これら風車群としての絵が描き示されるべき。例えば、本土側から島部を挟むような領域に配置されるような関係があれば、その光景として、風車群が対象に覆い被さるような前景の絵が想像される。</p> <p>また、最高部には1本だけブレードが見える一基が切り取られた絵が慣例的に提示されるが、これは景観影響を過小評価に導く描き方、提示の仕方とさえ思う。少なくとも上記のような改善が望まれる。</p> <p>さらには、島部側からの観点、思考が全く配慮されていない、欠けているように思われる。</p>	<p>また、事業実施による景観への影響の程度の把握及び配慮事項の検討については、事業者による環境影響評価において適切に実施されるように、留意事項として取りまとめることとしています。</p> <p>なお、栗島からは約30km離れており、垂直見込角が1°に満たないことから、フォトモンタージュ作成の対象外としております。</p> <p>各レイヤー間の関係については、ゾーニングマニュアルを参考に、当該地域の特性を踏まえて、保全エリアにするレイヤー、配慮・調整エリアにするレイヤーを設定しています。</p> <p>レイヤーの重ね合わせでは、保全エリア、配慮・調整エリア、導入促進エリア等、複数の種類のエリアが重なった場合、最終的なマップとしては、保全側のエリアを採用しています。すなわ</p>

No	ご意見等	回答・対応方針
		<p>ち、1つのレイヤーでも保全エリアがあれば、保全エリアに、配慮・調整エリアと導入促進エリアが重なる場合は配慮・調整エリアに、導入促進エリアのみであれば導入促進エリアにすることとしています。これを踏まえ、保全エリアを除いた海域であり、一定規模の範囲で調整が可能と見込まれる広さがあることなどを候補海域の選定条件としています。</p>
16	<p>2. 会議当日示された新潟市沖地域部会設置について</p> <p>質問（本資料 No20、21）にも述べているが、本土側と島部との関係はとても重要。佐渡島は、行政的に新潟県に属するものの、日本全体にとって経済だけで計量化できない歴史的にも文化的にも、越後沖の大事な島、財産と思う。日本海に横たわるその佐渡の雄大さを最も実感できるのが、候補領域と対向する海岸と思う。その海岸線すべてが景観ポイントと考えられる。その最沿岸部に風車群を配置する事業計画と推察される。これまでも、国立公園から僅か離れた地点に設置したり、国立公園周縁部で国立、国定公園を望む光景に映り込む様な配置での事業計画があったが、大いに疑問と思った。雄大な佐渡はそのまま、他の国立公園などに劣らぬ価値を持って来た、将来にわたって持ち続けるべき存在と思います。相当程度の高さを持つ構造物を配置する当該事業計画の実施が、佐渡島存在の価値をはるかに優越するものとは思えない。</p>	<p>景観については、地域によって風力発電に対する受容の度合いが異なることを踏まえ、委員ご指摘の観点も含め、今後、新潟市沖地域部会を設置して検討を進めたいと考えております。新潟市沖でフォトモンタージュを行う場合は、促進エリアを検討する候補海域が選定された段階で、近接する主要な眺望点からのフォトモンタージュを作成して、風車の視認の程度を確認する予定です。</p> <p>また、ゾーニングマップ（案）でお示ししたとおり、特に景観に留意が必要と考える自然公園、天然記念物及び名勝、世界遺産暫定リストの対象地域については、指定されている海域を保全エリアとしています。事業実施による景観への影響の程度の把握及び配慮事項の検討については、事業者による環境影響評価において適切に実施されるように、留意事項として取りまとめることとしています。</p>
17	<p>3.</p> <p>（1）”洋上”風力発電事業で新潟県として得る経済価値があるとしても、他地域での事業計画での風況等の条件を比較から優位性は感じられず、高効率天然ガス発電事業への改修へと投資回収する等の方がより有効と思います。</p>	<p>県では、総合計画に記載のとおり、将来のエネルギー選択の幅を拡大させるため、本県の多様な地域資源を活用し、風力や水力、バイオマス、地中熱などの再生可能エネルギーの導入を促進しています。また、洋上風力発電については、国の洋上風力産業ビジョン（第1次）において、「①大量導入、②コスト低減、③経済波及効果</p>

No	ご意見等	回答・対応方針
18	<p>(2) 有名な好漁業地を含む競合他地域での実施後に判明する好悪両影響を十分考察しての、後追いで事業計画の是非判断する方が良いのではないかと、これまで提示された研究会の資料を拝見する限りの”沿岸”風力発電事業計画例には、後ろ向きな考えを持ちます。</p>	<p>が期待され、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札」とされています。</p>
19	<p>(3) 佐渡沖に、文字通り洋上と言えるようなデザイン性が高くエコフレンドリーな、世界的にもインパクトを与えそうな、文字通りの”洋上”に展開する風力発電事業計画を考えた方が良いと思います。</p>	<p>風車の配置については、事業者が検討するものですが、各地域の景観特性を踏まえて配慮するように留意事項として取りまとめます。</p>
20	<p>[質問]</p> <p>(1) ”洋上”を掲げて議論されているにもかかわらず、すでに俎上に上がっている候補域が有力候補として挙がる根拠が説明からは良く判りません。</p> <p>環境省が検討を始めた洋上風力発電実験は沿岸から離れたところで行われました。新潟県では洋上ならぬ接岸風力発電事業と思われる様な結論が生まれそうな議論になっていないでしょうか。</p> <p>設置工事費が最低になる、事業性(経済性)を最優先に、接岸領域が好適とされていないでしょうか。</p> <p>これに加えて、最高部200m程度、県内には無い50階ビルの高さに近いと考えられる構築物が連なる事業の光景を想定した議論はされるのでしょうか。かつて本四架橋の高いタワー部とそこからのワイヤーが象徴となる景観が議論されましたが、それと同等に議論するようとは申し上げませんが、見え方からすれば、それに相当する程ではないかと推察されます。議論はされたのでしょうか、これからされるのか。また、どのようにされるのか。</p>	<p>現在、技術が確立し商用化が進んでいるのは着床式となっています。浮体式は本県のポテンシャルが高い海域が多くありますので、今後検討を進めていきたいと考えていますが、一般に着床式よりコストが2～3倍かかると言われており、国内でもまずは着床式の有望な海域で事業化に向けた検討が進められています。</p> <p>また、浮体式はより沖合の海域を利用することになりますが、県内では、漁業が盛んな海域が多く、漁業との協調という課題がより大きくなります。</p> <p>また、設置される風車は長大な構造物になると想定されますので、候補海域とした村上市・胎内市沖では、区域内で最も海岸に近接する位置(水深20mの地点)と最も海岸から離れた位置(海岸から3海里の地点)における風車の見え方を例示したフォトモンタージュを作成しました。</p> <p>なお、事業計画を踏まえたフォトモンタージュの作成は、事業者による環境影響評価において実施されるものと考えます。</p>
21	<p>(2) [意見] でも述べましたように、新潟県にとっての研究対象の海域は本土側から見て、また、島部との関係でもとても歴史的にも、今現在も将来にわたっても、重要な領域で</p>	<p>歴史的な重要性を含めた数量化されにくい価値など、委員ご指摘の観点については、今後、地域ごとの課題等について検討を行うため新潟市沖地域部会が設置された場合は、そちらに</p>

No	ご意見等	回答・対応方針
	<p>す。空白域に見えるなら自由に設置できるかのような判断や議論がされていないでしょうか。新潟県にとってのこの領域の(数量化されにくい)価値について、どのような議論がされてきた、あるいはされるのでしょうか。</p>	<p>おいて検討を進めたいと考えております。</p>
22	<p>1) 景観調査の報告書のフォトモンタージュについて下記3つを強く要望する。これらが満たされていないと、「景観への影響を意図的に小さく見せた」と言われるかもしれない。</p>	<p>「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル(第2版)」には、ゾーニングにおいては具体的な風力発電施設の計画までは至っていないため、主要な眺望地からの可視領域の抽出が有効と考えられると記載されています。</p> <p>当該地域での事業計画は未定ですので、風車の配置や設置基数について、事業計画に基づいて設定することは困難であると考えます。このため、第3回村上市・胎内市沖地域部会で示した事業想定区域(案)に基づいて、主に村上市及び胎内市の海岸付近の眺望点を選定し、この区域内で最も海岸に近接する位置(水深20mの地点)と最も海岸から離れた位置(海岸から3海里の地点)における風車の見え方を例示し、現時点で作成可能なフォトモンタージュを作成しました。</p>
23	<p>(1) 11、13、15、17、19ページの写真にはそれぞれの前のページにあるワイドアングルの写真を使うべき。視界の一部を切り取るような写真は実際の景観と異なるため。</p>	<p>各眺望点からの眺望の範囲を把握する目的でパノラマ写真撮影は実施しております。フォトモンタージュの作成にあたっては、人間の視野範囲に近い画角の写真を用いました。</p>
24	<p>(2) 11、13、15、17、19ページのフォトモンタージュの風車が見えにくい。もっと見えやすいモンタージュにすべき。また、夕日が売り物の景観であるため、夕日の際のモンタージュも作成すべき。</p>	<p>夕日が映るように撮影すると逆光になり、眺望の状況を把握するためには適していないと考え、基本的に順光での撮影となっていますが、委員のご指摘を踏まえ、冬季(11~12月)に一部の眺望点において、夕方の写真撮影を実施し、フォトモンタージュの作成を検討しました。</p>
25	<p>(3) 11、13、15、17、19ページのフォトモンタージュの風車の数が少なすぎる。1基のみでは実際の景観が想像できない。30-50基が設置される予定とのことであるので、実際に設置される予定数の風車をモンタージュに入れ</p>	<p>ゾーニングにおけるフォトモンタージュの作成にあたっては、風車の配置は村上市・胎内市沖において洋上風車の設置の可能性について検討している水深20m地点~海岸から3海里(概ね5.6km)の地点の範囲を考慮し、最も海</p>

No	ご意見等	回答・対応方針
	<p>るべき。風車が近くの場合、遠くの場合、近くで夕日の場合と、少なくとも3枚のフォトモンタージュをそれぞれで示すべき。</p>	<p>岸に近い地点と最も海岸から遠い地点の2箇所に風車を配置して、視認の程度を確認することとしました。</p> <p>事業計画を踏まえたフォトモンタージュの作成は、事業者による環境影響評価において実施されるものと考えます。</p>
26	<p>2) ゾーニングマップ(案)における「ポテンシャル」の言葉の使い方についてわかりにくい。「ポテンシャル」は「年平均風速と水深から設置の候補地となる範囲」を示していると思われるが、判例の2箇所の「ポテンシャル」ではそのことがわからない。一般にもわかるように説明文をつけるか、あるいは凡例表現を変えるなどしていただきたい。</p>	<p>委員ご指摘のとおり、凡例の表現を「着床式洋上風力発電のポテンシャルの高い地域」「浮体式洋上風力発電のポテンシャルの高い地域」に変更します。</p>